
令和7年度

保育所等利用申込みの手引き



蓮田市マスコットキャラクター
はすぴい

申込み・お問い合わせ先
蓮田市教育委員会生涯学習部保育課

〒349-0193

蓮田市大字黒浜2799番地1

TEL 048-768-3111（代表）

利用案内・様式のダウンロードなど

《蓮田市公式ウェブサイト》

https://www.city.hasuda.saitama.jp/kodomo/kosodate/hoikuen/nyuen/hoiku_r7.html



この案内には、蓮田市における給付認定申請、保育所等の利用申込みに関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。

目次

1	利用申込み・締切日について.....	2
2	保育所等の利用申込みができるかた.....	4
3	申込みに必要な書類.....	5
4	利用申込みにあたって確認して欲しいこと.....	7
5	利用者負担額等について.....	9
6	保育料等の納付について.....	12
7	教育・保育給付認定申請について.....	13
8	手続きの流れ.....	15
9	保育所等利用調整基準表.....	16
10	育児休業明け予約事業について.....	19
11	給食について.....	21
12	利用開始後の確認事項.....	21
13	保育所等の利用に関するQ & A.....	22
14	利用できる保育所等について.....	24
15	施設一覧.....	25
16	蓮田市保育所等マップ.....	26

1 利用申込み・締切日について

保育所等の利用を希望するかたは、給付認定申請に加え、利用申込みをする必要があります。
必要書類をそろえて保育課へ申込みをしてください。申込み締切日は、保育所等の利用を希望する月により異なります。

(1) 令和7年4月1日からの利用を希望する場合

一次募集（予約制）

一次募集の受付を予約制で行います。

予約期間中にQRコードを読み取り予約してください。

予約した日時に必要書類をそろえてお越しください。

また、保育士との面談がありますので、お子さんとご一緒にお越しください。



予約期間	令和6年11月1日（金）～11月18日（月）
受付期間	令和6年11月12日（火）～11月19日（火）の平日及び16日（土）
受付時間	午前9時～午後4時30分（16日（土）は午前9時～午後3時）
受付場所	保育課窓口（蓮田市役所1階）

※令和7年度の0歳児クラスのかたで、育児休業からの復職に合わせて5月以降の利用を希望する場合も一次募集でお申込みください。

二次募集

一次利用調整で保留になったかたは、自動的に二次利用調整の対象になり、面談も不要です。（申込み時に「引き続き利用を希望する」を選択したかた）

受付期間	令和7年2月3日（月）～2月7日（金）
受付時間	午前9時～午後4時30分
受付場所	保育課窓口（蓮田市役所1階）

(2) 年度途中（令和7年5月以降）の利用を希望する場合

利用を希望する月により申込み期間が異なります。利用開始日は各月1日です。

利用開始月	申込み開始日	申込み締切日
令和7年 5月	令和7年 3月21日（金）	令和7年 4月10日（木）
令和7年 6月	令和7年 4月21日（月）	令和7年 5月 9日（金）
令和7年 7月	令和7年 5月20日（火）	令和7年 6月10日（火）
令和7年 8月	令和7年 6月20日（金）	令和7年 7月10日（木）
令和7年 9月	令和7年 7月22日（火）	令和7年 8月 8日（金）
令和7年10月	令和7年 8月20日（水）	令和7年 9月10日（水）
令和7年11月	令和7年 9月22日（月）	令和7年10月10日（金）
令和7年12月	令和7年10月20日（月）	令和7年11月10日（月）
令和8年 1月	令和7年11月20日（木）	令和7年12月10日（水）
令和8年 2月	令和7年12月22日（月）	令和8年 1月 9日（金）
令和8年 3月	令和8年 1月20日（火）	令和8年 2月10日（火）

(3) 市外の保育所等への申込み・市外からの申込みについて

ア 蓮田市内にお住まいのかた（蓮田市外の保育所等の利用を希望する場合）

必要書類	締切日	申込み場所
・ 申込みに必要な書類 ・ その他希望先の保育所等のある市区町村が求める書類	該当市区町村の申込み締切日の <u>一週間前まで</u>	蓮田市保育課

※申込み締切日やその他必要書類は、あらかじめご自身で希望先の保育所等のある市区町村に確認してください。

※希望先の市町村に転入予定がある場合、申込み場所が異なる可能性がある為、あらかじめご自身で希望先の保育所等のある市区町村に確認してください。

イ 蓮田市外にお住まいのかた（蓮田市内の保育所等の利用を希望する場合）

① 利用開始月の前月の末日までに、蓮田市に転入する予定がある場合

必要書類	締切日	申込み場所
・ 申込みに必要な書類 ・ 蓮田市に転入することが分かる書類	蓮田市の申込み締切日（必着）	現在お住まいの市区町村

※4月利用開始申込みの場合のみ3月31日までに蓮田市に転入するかたは、蓮田市の受付期間中に直接蓮田市にお申込みください。

※利用開始月の前月の末日までに蓮田市に転入する予定があり、蓮田市に転入することが分かる書類を提出した場合には、利用調整上、蓮田市内在住者と同等の取扱いとなり、4月利用開始申込みについては、一次募集から受付の対象となります。なお、提出できない場合は、②利用開始月の前月の末日までに、蓮田市に転入する予定がない場合と同様の取扱いとなります。

蓮田市に転入する予定があるかたについては、転入後、蓮田市で給付認定申請及び利用申込みをする必要がある場合があります。

※自治体によって申込み場所が異なる可能性がある為、あらかじめご自身でお住まいの市区町村に確認してください。

② 利用開始月の前月の末日までに、蓮田市に転入する予定がない場合

0～2歳児クラスの方は、保護者のうち、少なくとも一方が蓮田市内で勤務しており、当該保護者の就労時間が1か月あたり64時間以上のかたのみ申し込みを受け付けます。

4月利用開始申込みの場合は、二次募集から受付の対象となります。

必要書類	締切日	申込み場所
・ お住まいの市区町村の必要書類 ・ 蓮田市の必要書類	蓮田市の申込み締切日（必着）	現在お住まいの市区町村

※申込み締切日やその他必要書類は、必ずお住まいの市区町村に確認してください。

※申込み締切日以降に書類の提出があった場合は、翌月からの利用調整の対象になります。

※自治体によって申込み場所が異なる可能性がある為、あらかじめご自身でお住まいの市区町村に確認してください。

2 保育所等の利用申込みができるかた

小学校就学前のお子さんで、保護者のいずれもが次のような状況にあり、保育所等での保育を必要とする場合に利用申込みすることができます。

保育を必要とする事由	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※1
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）※2	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき※3	最長、就学前まで

※1 出産事由の認定の有効期間について

出産事由における給付認定の有効期間は、出産または出産予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の属する月の末日までの期間が該当します。

(例) 出産予定日が9月1日の場合、「出産予定日から起算して8週間前の日」は7月8日、「出産予定日から起算して8週間後の日」は10月26日であるため、認定期間は7月1日～10月31日となります。

※2 求職中の認定について

認定期間内に月64時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、保育所等が利用できなくなります。

※3 育児休業中に利用申込みされるかたへ

育児休業中は家庭で保育ができるため、原則利用申込みができません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申込みを行う場合は、育児休業から復職することを前提とした申込みとなります。

保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月の翌月末までに復職し、復職証明書を雇用主（事業主）に記入してもらった上で提出する必要があります。

(例) 4月1日利用開始のかたは、4月1日～5月31日の間に復職し、5月31日までに復職証明書を提出する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。

きょうだいで申込みする場合、きょうだいいずれかの保育所等の利用が決まった場合でも復職が必要です。

3 申込みに必要な書類

給付認定・利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認し、提出してください。

なお、提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。

(1) 全てのかたが必要な書類

必要な書類	注意点
教育・保育給付認定申請書兼保育園利用申込書	必ず申請書類すべてご記入してください。
マイナンバー確認書類	世帯構成員分必要です。
保育を必要とすることを証明する書類	保護者それぞれの状況により必要な書類が異なりますので、次の(2)の表を確認してください。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類 ※すべての保護者について提出が必要です。

保護者の状況		必要な書類（証明書・診断書などは発行から3か月以内のものが有効）
就労	就労 雇用されているかた (内定の場合を含む)	・就労証明書（月64時間以上の就労がわかるもの） 裏面の記入要領を確認してください。 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 蓮田市から雇用主（事業主）に連絡する場合があります。
	自営業中心者	・就労証明書（月64時間以上の就労がわかるもの） および次のいずれかのコピー 受注表、請負契約書、営業許可書、開業届、 最新分の所得税確定申告書
	自営業協力者	・就労証明書（月64時間以上の就労がわかるもの） および次のいずれかのコピー 最新分の所得税確定申告書、源泉徴収票、給与明細書
	内職	・就労証明書（月64時間以上の就労がわかるもの）
妊娠・出産		・母子健康手帳のコピー 表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
疾病		・診断書 「保育ができない」 こと、傷病名、期間が記載されたもの
障害 保護者に障害があるとき		・障害者手帳等のコピー 手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー
介護・看護		・介護・看護状況申立書 ・病人の診断書または介護を受けているかたの障害者手帳等のコピー、 介護保険被保険者証のコピー等
災害復旧		・罹災証明書
求職活動		・就労確約書
就学		・就学状況証明書
虐待・DV		・保育の必要性がわかる第三者機関の証明

* 様式および記入例は、蓮田市ホームページからダウンロードできます。

(3) 申込み児童や世帯の状況により必要となる書類 ※該当する事項があるか、確認してください。

世帯の状況等	必要な書類（証明書などは発行から3か月以内のものが有効）
令和6年1月1日時点で蓮田市に住民登録がないかた	・令和6年度市区町村民税課税（非課税）証明書 申込締切日までに提出がない場合は利用調整の際に優先順位が下がります。 ※父母ともに該当する場合、両親分の提出が必要です。
申請日時点では蓮田市外に住んでいるが、利用開始日の前日までに蓮田市に転入するかた	・転入確約書 および次のいずれかのコピー ・賃貸契約書 ・不動産売買契約書 ・工事請負契約書 等 上記のうち、契約者氏名、蓮田市への転入時期および転入後の住所が分かる資料を提出してください。
60歳未満の祖父母と同居	・保育が必要な状況を証明する書類（就労証明書等）
同一世帯に障害児（者）等がいるかた	・障害者手帳等のコピー 手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー
ひとり親	・児童扶養手当証書、児童扶養手当認定通知書、ひとり親家庭等医療費受給資格証のうちのいずれかのコピー もしくは ・戸籍全部事項証明書（原本）
離婚調停（裁判）中	・離婚調停（裁判）を証明する書類
保護者が蓮田市内の認可保育所などで保育士・保育教諭として週25時間以上就労（予定を含む）	・保育士証のコピー ・保育士等の子どもの保育所等優先利用に関する誓約書
認可外保育所等又は一時預かり事業を月10日以上利用 ※ 保育所等に入園できなかったことを理由に利用している場合に限る。	・在園（利用）証明書 ・保育園入園保留通知書のコピー等
生計中心者が失業している場合 ※利用開始日の前1年以内の離職に限り ます。	・離職票のコピー ・雇用保険受給資格者証のコピー ・退職証明書のコピー 等 離職年月日の分かるいずれかの書類を提出してください。
育児休業明け保育園利用予約事業の申込み	・育児休業明け保育園利用予約申込書
認定こども園しらゆりの利用を希望	・認定こども園しらゆりへ見学に行った証明

- ・あてはまる状況が複数ある場合は、証明する資料を全て提出してください。
- ・市民税申告が未申告のかた及び市区町村民税課税（非課税）証明書が未提出のかたについては利用調整の際に優先度が下がります。また、保育料の正しい算定ができない場合、保育料が最高階層（最高額）となります。

4 利用申込みにあたって確認して欲しいこと

(1) 入所について

入所の決定は抽選ではありません。保育所等利用調整基準表（16ページ参照）に基づき優先度合を指数化し、指数の高いかたから入所決定します。

(2) 保育所等の見学について

利用申込みの前に利用を希望する保育所等を見学し、利用が決まった場合に通えるか、条件や送り迎えが可能か等を確認することをおすすめします。見学については、事前に保育所等へ直接お問い合わせください。

※認定こども園しらゆりは見学が必須です。

(3) 保育料以外の費用、給食等の保護者負担について

保育所等では、保育料のほかに入園料や制服、給食などの費用として、保育料以外の実費負担が発生する場合があります。私立施設については各施設等へ確認してください。

(4) ならし保育について

ならし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。ならし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用するお子さんの年齢や保育所等によって異なります。事前に保育所等へ確認してください。

なお、利用開始日より前にならし保育を行うことはできません。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月を検討してください。

(5) 複数の保育所等を希望している場合

希望順位が高い保育所等に利用内定となります。

(6) 利用申込み中（保育所等の利用が決まっていない場合）の変更の手続き

家庭の状況や保育を必要とする状況、利用希望保育所等、給付認定申請や利用申込みの内容に変更があった場合には、手続きが必要です。変更届出書の提出は、各月の利用申込み締切日までに行ってください。提出することにより、利用調整の点数等が変更となる場合があります。

例) ・求職活動中の人が就労を開始した場合

・希望する保育所等を変更したい場合 など

(7) 利用申込みを取り下げる場合

利用申込みの希望がなくなった場合は、速やかに「保育施設申込取下届」を提出してください。

(8) 利用申込み中に蓮田市外へ転出するかた

蓮田市外へ転出する場合、「保育施設申込取下届」を提出してください。転出後も蓮田市の保育所等の利用を希望する場合は、転出先の市区町村で利用申込みする必要があります。

なお、転出先の市区町村での保育所等への利用申込みの取扱いについては、転出先の市区町村へお問い合わせください。

(9) 令和6年度と令和7年4月の申込みを両方しているかた

令和7年4月からの利用申込みをした後、令和6年12月～令和7年3月からの利用が内定し、その保育所等を利用する場合、令和7年4月からの利用申込みは取り下げとします。

(10) 転園届を提出するかた・提出しているかた

転園が内定した場合には、元の保育所等に戻ることはできません。

元の保育所等に戻るためには、改めて「転園届」の提出が必要となります。

※転園がなくなくなった場合…「取下届」を提出してください。

(11) 利用内定後に辞退する場合

保育所等の内定後に辞退する場合には、保育課に「内定辞退届」を速やかに提出してください。改めて翌月の利用調整の対象となります。内定辞退すると辞退した年度の利用調整で減点があります。



5 利用者負担額等について

保育料および副食費（おかず・おやつ等）免除の対象は、お子さんの世帯の「市民税額」に基づく階層区分と「きょうだい」「保育の必要量」等により決定します。

なお、幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する2号認定（3歳児～5歳児クラス）のお子さんとは3号認定（0歳児～2歳児クラス）で市民税非課税世帯のお子さんの保育料は無料です。

※階層区分の詳細は、＜2号3号保育料表（月額）＞を参考にしてください。

（1）保育料の判定方法

クラス	保育料の判定方法
3歳児～5歳児クラス	保育料は0円です。
0歳児～2歳児クラス	お子さんの世帯の状況（市民税額・きょうだい）により決定される「階層区分（第1～第12）」と、「きょうだい」、「保育の必要量（標準時間・短時間）」によって判定します。

（2）副食費（おかず・おやつ代）の免除の対象

2号認定の副食費は実費負担ですが、以下の世帯については免除の対象となります。

3号認定（0歳児～2歳児クラス）の副食費は保育料に含まれています。

クラス	副食費免除の対象
3歳児～5歳児クラス	世帯の状況が以下に該当する場合に該当となります。 ① 第1～第4階層に該当 ② 第5～第6階層に該当し、ひとり親世帯等に該当 ③ ①・②に該当しないかたで、小学校就学前子どもで最年長の子どもから順に3人目に該当
0歳児～2歳児クラス	副食費は0円です（保育料に含まれています）。

（3）判定に用いる「市民税額」について

ア 税額控除のうち住宅借入金等特別控除等*の適用を受ける前の市民税所得割額を、保育料および副食費免除の対象判定に用います。そのため、市民税額としての所得割額と、保育料および副食費免除の対象判定に用いる所得割額が異なる場合があります。

※ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

イ 父母（ひとり親世帯の場合、父または母）の市民税額が非課税の世帯は、父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）を保育料の算定に加えることがあります。

算定期間と対応する市民税

令和 7 年									令和 8 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
「令和 6 年度」市民税 (令和 5 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日までの所得)					「令和 7 年度」市民税 (令和 6 年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日までの所得)						

(4) 2・3号認定保育料表 (月額)

階層区分	定義	満 3 歳未満		満 3 歳以上	
		※令和7年4月1日時点の年齢			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間・保育短時間	
第 1	・生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯 ・小規模住居型児童養育事業を行う者 ・里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0円	0円	満 3 歳児以上の保育料は全額無償となりますが、別途施設が定める給食費をお支払いいただきます。 ※次のいずれかに該当する場合、 副食費 が免除となります。該当の方には保育所等利用決定後、改めて通知いたします。 ① 第 1 階層から第 4 階層に該当 ② 第 5 階層から第 6 階層であり、ひとり親世帯等に該当 ③ ①・②に該当しない方であり、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に 3 人目に該当	
第 2	市民税の所得割が非課税の世帯	0円	0円		
第 3	所得割額が48,600円未満の世帯	11,700円	11,500円		
第 4	48,600円以上 57,700円未満	15,000円	14,700円		
第 5	57,700円以上 63,000円未満	15,000円	14,700円		
第 6	63,000円以上 77,101円未満	19,500円	19,200円		
第 7	77,101円以上 97,000円未満	19,500円	19,200円		
第 8	97,000円以上 130,000円未満	31,200円	30,700円		
第 9	130,000円以上 169,000円未満	40,000円	39,300円		
第 1 0	169,000円以上 210,000円未満	48,800円	48,000円		
第 1 1	210,000円以上 301,000円未満	51,800円	50,900円		
第 1 2	301,000円以上	58,000円	57,000円		

ご注意ください

- ・市民税が未申告のかたや、確認するための挙証資料の提出がない場合の階層区分は、最高階層（第 12）となります。
- ・年度の途中で 3 歳の誕生日を迎え、3 号認定から 2 号認定に変更となった場合でも、その年度末までは 3 号認定の保育料となります。
- ・延長保育料は保育料に含まれません。また、その他実費負担等がかかる場合があります。負担額等については、あらかじめ保育所等によく確認してください。
- ・市民税に修正・更正があった、婚姻・離婚をした場合は必ず保育課にご連絡ください。保育料等が変更になる場合があります。

(5) きょうだいがいる児童の保育料の減免について（多子減免）

きょうだいがいる場合、第2・3子は保育料が減免されます。きょうだいは年齢の高いきょうだいから順に第1～3子と数えます。対象となる児童は市民税額や利用施設により異なるため、実際のきょうだいのカウントとは異なる場合があります（例：小学1年生のきょうだいがいても、きょうだい区分の算定にカウントしない）。

きょうだいが保育所等以外の多子軽減の対象施設・事業を利用する（利用をやめる）、転出（転入）する等、状況に変更がある場合には、届出等が必要な場合があります。

市民税所得割額	きょうだいのカウント方法
階層区分 「第3～第4階層」 に該当	最年長（年齢制限なし）の子どもから順に、 ・ 2人目は半額（10円未満は端数を切り捨てた額） ・ 3人目以降は0円
階層区分 「第5～第12階層」 に該当	小学校就学前（0歳から5歳）の範囲において、幼稚園や保育所、認定こども園などを利用している場合、最年長の子どもから順に ・ 2人目は半額（10円未満は端数を切り捨てた額） ・ 3人目以降は0円
0歳から2歳児クラス	第3子以降 0円 ※埼玉県多子世帯保育料軽減事業によるものです。

(6) ひとり親世帯等※に該当する場合の保育料軽減について

ひとり親世帯等に該当し、階層区分第3～第6に該当する場合、保育料は4,500円（標準時間認定）、4,400円（短時間認定）となります。（階層区分第7以上のひとり親世帯等の保育料軽減はありません）

※ひとり親世帯等とは

- 配偶者の無い者でお子さんを扶養する者（母子、父子世帯等）
- 離婚調停（裁判）中によりひとり親での扱いとなった者
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 特別児童扶養手当、障害基礎年金等のいずれかを受給している者



6 保育料等の納付について

保育所をご利用の場合は市へ、認定こども園や小規模保育事業所をご利用の場合は直接施設へ納付いただくことになります。

保育所の保育料等の納付は口座振替をご利用ください。市役所窓口又は取扱金融機関の窓口で手続きができます。

(1) 取扱金融機関

埼玉りそな銀行 りそな銀行 三菱 UFJ 銀行 足利銀行
埼玉縣信用金庫 東和銀行 武蔵野銀行 三井住友銀行
みずほ銀行 ゆうちょ銀行 南彩農業協同組合

※南彩農業協同組合の口座振替は、南彩農協窓口でのお取扱いのみとなります。

※全国どこの本支店の口座でもお取扱いが可能です。

(2) 市役所保育課窓口でのお手続き

取扱金融機関（南彩農業協同組合を除く）の普通預金・通常貯金口座が対象です。

〈必要なもの〉

●キャッシュカード（暗証番号の入力が必要となります）※

●手続きするかたの本人確認書類（免許証・マイナンバーカード・保険証等）

●委任状（口座名義人が保護者以外で、口座名義人以外のかたが来庁する場合）

※代理人カード・磁気ストライプのないカード（生体認証キャッシュカード等）・法人カード・クレジットカード等ではお手続きできません。お手続きできないカードの詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

(3) 金融機関窓口でのお手続き

取扱金融機関の普通預金・通常貯金口座が対象です。

〈必要なもの〉

●納付書（お手元にある場合）

●預貯金通帳

●通帳に使用している印鑑

●蓮田市市税等口座振替依頼書※

※蓮田市内の金融機関には、蓮田市税等口座振替依頼書が用意してあります。

納付にかかる注意事項

- 1 口座振替の手続きの完了まで、およそ2週間（金融機関窓口での場合は1か月）ほどかかります。手続きの完了までは指定の納付書で保育料等を納めていただきます。
- 2 保育料等を滞納すると、就労先、自宅への電話や給与などの差押え等を受けることがあります。保育料以外の各種料金について 市や施設へ納めていただく月額保育料の他に、施設によっては主食費や副食費、保護者会費、制服（帽子等）などの負担がある場合があります。これらについては、保育所等ごとに料金などが異なりますので直接お問い合わせください。

7 教育・保育給付認定申請について

※ きょうだいがいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

(1) 認定区分

認定申請を受け、認定区分を以下のとおり決定し、支給認定証を交付します。

年齢	認定区分	保育の必要性	保育の必要量
3歳～5歳	1号認定	なし	
3歳～5歳	2号認定	あり	標準時間／短時間
0歳～2歳	3号認定	あり	標準時間／短時間

3号認定から2号認定には、3歳の誕生日の前日から変更となります。

(2) 保育必要量（標準時間、短時間）について

保育必要量（標準時間、短時間）は複数の事由を考慮し判定します。複数の事由を合わせて標準時間となる場合は、教育・保育給付認定申請書に正確に記入してください。（それぞれの事由について、保育が必要であることを証明する書類の添付が必要です。）

※ 保育の必要性の認定や保育所等の利用調整は主たる事由で行います。例えば、主たる事由が就労の場合、就労証明書等に記載された就労時間や就労実績（日数）等により利用調整を行います。

保育を必要とする事由に応じた保育必要量

保育を必要とする事由	保育必要量
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	標準時間（週30時間以上の場合） 短時間（週30時間以下の場合）
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	標準時間（希望により短時間も可）
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	標準時間または短時間（申請による）
病人や障害者、要介護者を月64時間以上介護しているとき	標準時間または短時間（申請による）
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	標準時間（希望により短時間も可）
仕事を探しているとき（求職中）	短時間
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	標準時間（週30時間以上の場合） 短時間（週30時間以下の場合）
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	標準時間（希望により短時間も可）
育児休業中に利用を継続しているとき	短時間

(3) 保育時間（保育所等を利用できる時間）

認定された保育の必要量によって、利用できる時間帯が異なります。（「標準時間（１日１１時間まで）」または「短時間（１日８時間まで）」）

なお、認定された保育の必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。お子さんの育成上の配慮の観点等から、保育を必要とする時間帯で利用するようお願いいたします。

(4) 延長保育について

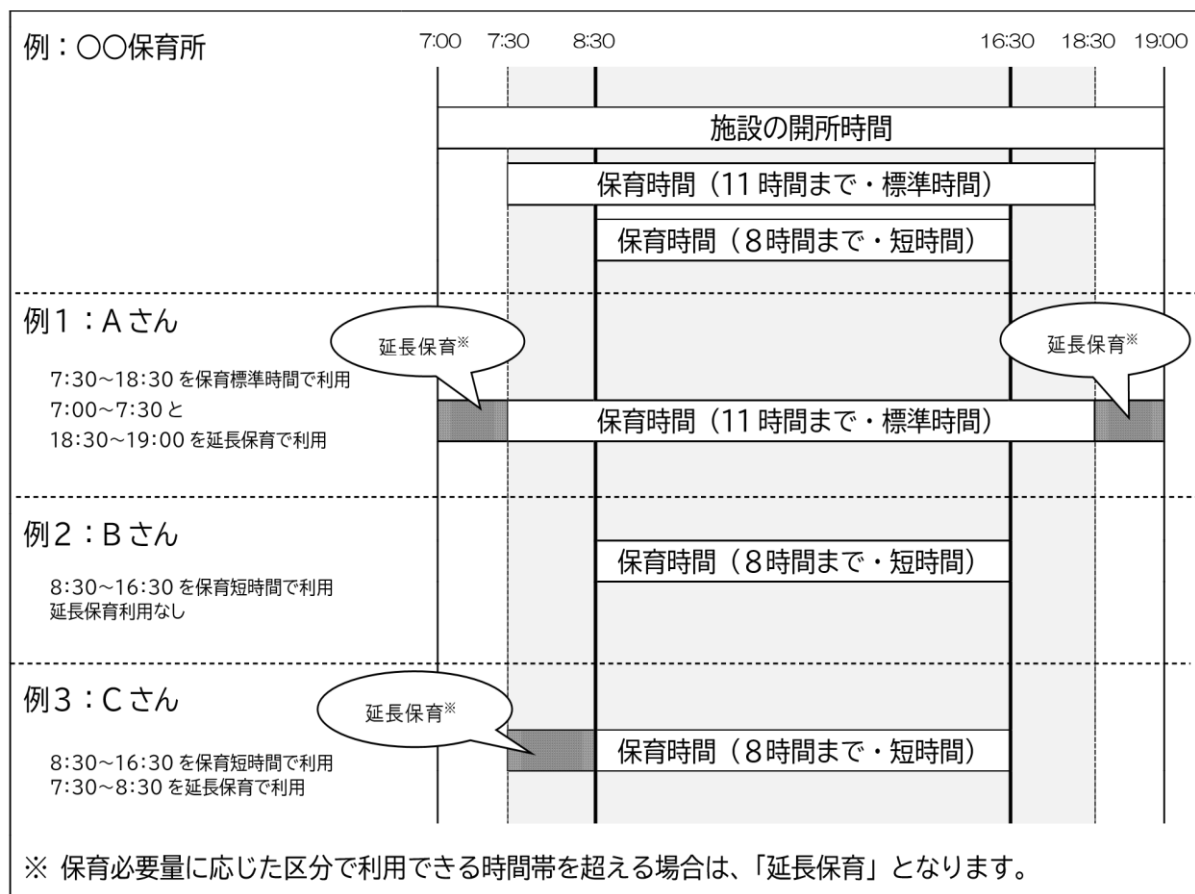
短時間認定のお子さんは、保育所等が定める保育時間（８時間）を超える時間帯、標準時間認定のお子さんは、保育所等が定める保育時間（１１時間）を超える時間帯に保育が必要である事由がある場合に延長保育（有料）が利用できます。

延長保育を実施している施設については（P27）をご覧ください。

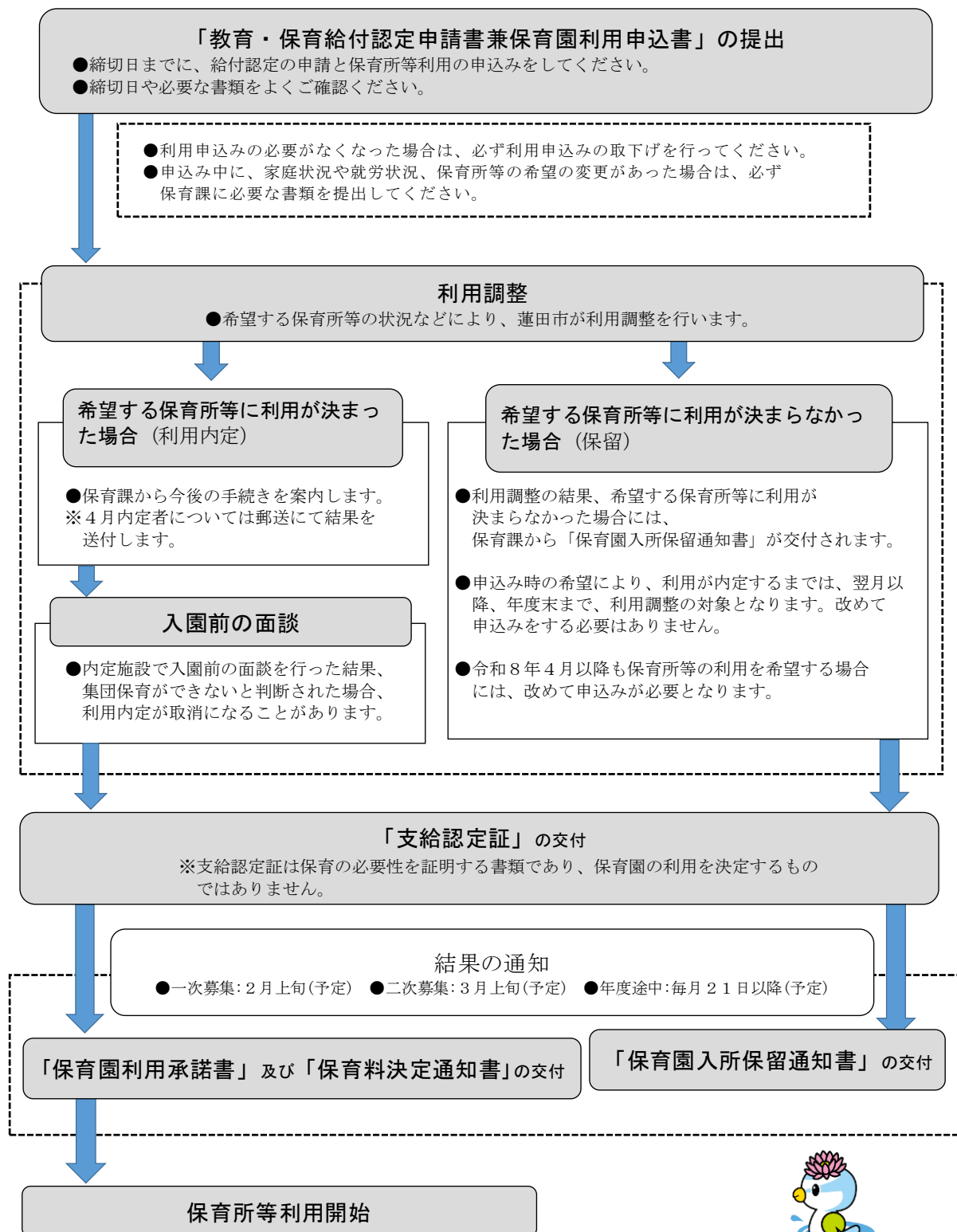
※開所時間および保育時間、延長保育料は、各保育施設で異なります。各保育施設にお問い合わせください。

※公立保育園は短時間認定のかたの延長保育はありません。

《保育時間イメージ》



8 手続きの流れ



9 保育所等利用調整基準表

1. 実施基準

番号	類型	保 護 者 の 状 況		実施指数	
		細 目		父	母
1	就 労	就 労 ・ 自 営	週 3 5 時間以上の就労を常態	10	10
			週 3 0 時間以上の就労を常態	9	9
			週 2 5 時間以上の就労を常態	8	8
			週 2 0 時間以上の就労を常態	7	7
			週 1 6 時間以上の就労を常態	6	6
		内 職	週 3 5 時間以上の就労を常態	7	7
			週 2 5 時間以上の就労を常態	6	6
			週 1 6 時間以上の就労を常態	5	5
2	妊娠・出産	出産予定日の前後 8 週間（市内在住）			10
		出産予定日の前後 8 週間（市外からの里帰り出産）			8
3	疾病・障がい	疾 病	入院若しくは入院に相当する治療又は安静を要する自宅療養で、常に病臥	10	10
			精神疾患	10	10
			自宅療養で週 3 日以上通院を常態	8	8
			自宅療養で週 1 ～ 2 日以上通院を常態	6	6
		障がい	身体障害者手帳 1 ～ 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級、療育手帳 ㉠・㉡	10	10
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B ・ C	9	9
			身体障害者手帳 4 級以下	7	7
4	同居親族等の介護・看護	同居親族等（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護 ※就労・自営の基準に準じた指数とする。		6～10	6～10
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に従事		10	10
6	求職活動	就労内定・起業予定	就労が内定又は起業を予定 ※該当する就労の基準に準じた指数から 1 を減じた指数とする。	4～9	4～9
		求職中	求職中（就労先未定）	4	4
7	就 学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学 ※就労・自営の基準に準じた指数とする。		6～10	6～10
		就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学内定 ※就労・自営の基準に準じた指数から 1 を減じた指数とする。		5～9	5～9
8	虐待・DV	児童虐待防止法第 2 条又は配偶者暴力防止法第 1 条の対象者		10	10
9	不存在	死亡、行方不明、拘禁、離婚（離婚調停中を含む。）等		10	10

備考 ①父母それぞれの指数を算出し、合算した点数を世帯の実施指数とする。

②保護者の就労証明書が 2 以上ある場合には、就労時間は合算し、指数を決定する。

③就労の時間には、休憩時間を含み、残業時間・通勤時間を含めないものとする。

④同居親族等の介護・看護は、三親等以内の親族を対象とする。

2-1. 新規申込者の調整基準

項目	番号	細 目	調整指数
保護者の状況	1	生計中心者の失業	+6
	2	父母のいずれかが単身赴任、入院等の理由により3か月以上不在（予定を含む。）	+1
	3-1	保護者が育児休業を取得している。	+1
	3-2	自営業の方がみなし育休を取得している。	+1
	4	育児休業の取得により一時退所した児童（同時に利用を希望する兄弟姉妹を含む。）が育児休業明けに再度利用を希望	+3
	5	保護者が身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持	+3
	6	保護者が身体障害者手帳4級以下を所持	+1
	7	保護者が市内保育所等において、保育士又は保育教諭として週25時間以上就労（予定を含む。）	+5
世帯の状況	8	ひとり親世帯（同居の親族がいない。）又は両親不存在	+10
	9	ひとり親世帯（同居の親族がいる。）	+8
	10	生活保護世帯	+5
	11	要支援世帯（児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合）	+20
児童の状況	12	兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等の利用を希望	+1
	13	転入者（予定者を含む。）が、他市町村の保育所等を利用	+6
	14	地域型保育事業等を卒園する児童	+20
	15	14に該当する場合で、かつ連携施設を第一希望とする場合	+5
	16	保育所等に入れないことを理由として、次のいずれかの方法で月10日以上保育 ①別居の親族等に預託 ②職場に同行 ③認可外保育施設を利用 ④一時預かり事業を利用	+1
	17	認定こども園（幼稚園部分）を利用しているものが、同園の保育部分の利用を希望	+1
減算項目	18	同居の祖父母（60歳未満）が無職で、入所希望児童の補完的な保育が可能	-3
	19	正当な理由なく保育園保育料、延長保育料、副食費、学童保育料、おやつ代を3か月分以上滞納	-10
	20	自己都合により、利用決定を辞退	-1
	21-1	市外在住者（転入予定者を除く。）が市内に勤務地あり	-15
	21-2	市外在住者（転入予定者を除く。）が市内に勤務地なし	-20
	22	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	-20

- 備考
- ①調整指数の加減点は、実施指数に対して行う。
 - ②調整指数は、必要書類により確認できる場合に適用する。
 - ③保育所等とは、保育所、認定こども園（保育部分に限る。）及び地域型保育事業をいう。
 - ④番号3-1、3-2に該当の場合、入所月の翌月末までの復職が条件となります。
 - ⑤番号3-2に該当の場合、以下二つの項目をすべて満たすことが条件となります。
 - 1 育児に伴う休業として認められる期間は、休業対象児童が1歳を迎える年度末までであること。
 - 2 育児に伴う休業が終了した場合は、休業前の事業所(事業内容)で就労を再開すること。
 - ⑥番号1の失業は、倒産・解雇等によるものとし、自己都合の場合は適用しない。
 - ⑦番号2の単身赴任は、事業主からの職務命令によるものとし、自己都合の場合は適用しない。
 - ⑧番号3・4は、重複適用しない。なお、重複した場合は、番号4を適用する。
 - ⑨番号5・6は、当該保護者の実施基準の類型が「障がい」以外の場合に適用する。

- ⑩番号８・９・１８は、住民票が世帯分離されていても、丁目地番号まで同一の場合は同居とみなす。
- ⑪番号１３・１４・１６③は、重複適用しない。なお、重複した場合は、番号１４を適用する。
- ⑫番号１５の連携施設は保育所等利用申込みの手引きの２７ページ（施設一覧）でご確認ください。
- ⑬番号１６は、保護者の実施基準の類型が「求職活動」以外であり、番号３・４が適用されていない場合に適用する。
- ⑭番号１９は、納付誓約書の提出があり、納付を継続している者を除く。
- ⑮番号２０は、辞退した年度の利用調整において適用する。

２－２．転園希望者の調整基準

項目	細 目	調整指数
兄弟姉妹関連	兄弟姉妹が希望園に在園	+20
	地域型保育事業等を卒園する児童の兄弟姉妹が同時に転園を希望	+20
就労状況の変化	自己都合によらない就労状況の変更により、在籍施設の開所時間等では対応不可	+6
その他加算	特段の配慮が必要とされるもの（本人に瑕疵がないもの）	+1
	市長が認める特別事情	+20

- 備考 ①調整指数の加点・減点は、実施指数に対して行う。
- ②調整指数は、必要書類により確認できる場合に適用する。
- ③調整指数は、一つのみ適用（非該当を含む。）

■保育所等の各施設利用希望者が定員を超えた場合などは、提出書類等で確認した内容に基づき利用調整を行い、合計指数の高い方から利用を決定します。

■蓮田市に転入予定のかた

蓮田市内にお住まいのかたと同様に利用調整を行います。

利用希望開始月の前月の末までに転入が確認できなかった場合、内定を取り消します。

■蓮田市外にお住まいのかた（上記、転入予定者及び里帰り出産予定者を除く）

０～２歳児は保護者のうち、少なくとも一方が蓮田市内で勤務している方のみ申込みを受け付けます。

■合計指数が同点の場合は、次の表に基づき優先順位を決定し、利用を決定します。

同一指数世帯の優先順位表

優先順位	細 目
第１順位	次のいずれかの世帯に該当 ①ひとり親世帯又は両親不存在世帯 ②生活保護世帯 ③要支援世帯（児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合）
第２順位	実施指数の高い世帯
第３順位	兄弟姉妹が希望園に在園している世帯
第４順位	養育している小学校３年生以下の児童が多い世帯（利用希望日が属する年度時点）
第５順位	利用希望日が属する年度の前年度の市区町村民税所得割課税額が低い世帯

10 育児休業明け予約事業について

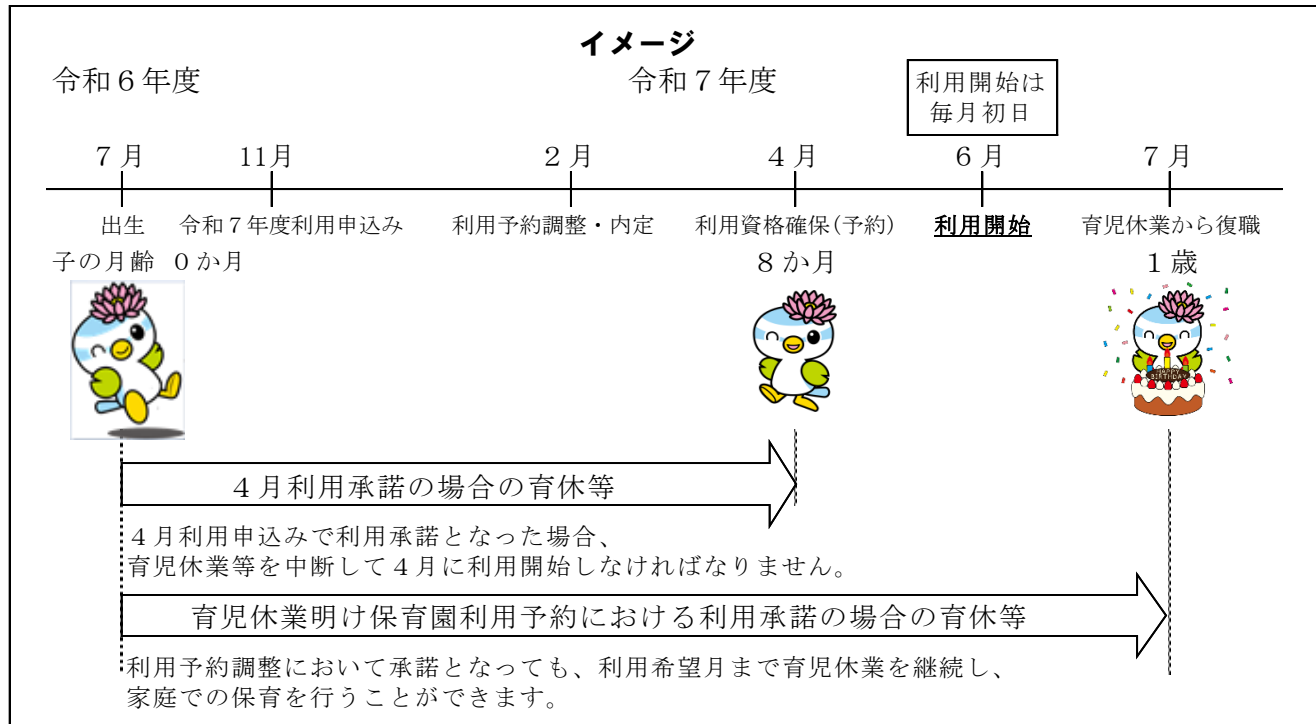
(1) 事業の内容

蓮田市では、育児休業から復帰する保護者への支援として、育児休業明け保育園利用予約事業を実施しております。

本事業は、令和7年4月利用申込みの一次募集期間において、育児休業から職場に復帰する時期に合わせて年度途中（お子さんが満1歳になる月までの任意の月）での保育所等の利用を事前に申込み、内定をあらかじめ受けることができる事業です。

※申込日時点で出生していないお子さんにつきましては、保育所等利用申込みの受付を行っておりませんので、あらかじめご承知おきください。

※利用予約調整にあたっては、通常保育所等利用申込者と同様に利用調整しますので、本事業の利用者が他者より不利になるものではありません。



(2) 対象となるかた（1～4全てに該当する児童）

- 1 お子さんとその保護者が蓮田市に住民登録していること（転入予定者を含む。）
- 2 令和7年度の0歳児クラスに該当し、申込日時点で出生していること
- 3 保護者が育児休業給付金を伴う育児休業を取得又は取得を予定していること
- 4 お子さんが満1歳に達する日までに保育所等の利用を開始し、かつ、利用開始月の翌月末までに育児休業取得前と同じ職場に、同じ雇用条件で復職すること

※1～4全てに該当する児童と同時に利用申込みをする兄弟も本事業の対象となります

※育児短時間勤務を取得する場合でも本事業の対象となります。

※ただし、雇用契約を変更し、育児短時間勤務取得前の勤務時間を短く変更する場合は対象となりませんのでご注意ください。

(3) 実施する施設

蓮田市にある保育所等全17か所（公立7か所、私立10か所）

(4) 手続き

一次募集の時に必要書類をご提出ください。

※この期間以降の利用申込みでは育児休業明け保育園利用予約の受付けはできません。

○必要書類

- ☐ 通常の保育所等利用申込みに必要な書類一式
- ☐ 育児休業明け保育園利用予約申込書

○結果のお知らせ

令和7年2月上旬に書面でお知らせする予定です。こちらの通知は利用を確定するものではありません。

<利用承諾のかた>

利用開始月の前月に各園で面接を行っていただき、最終的な利用の可否を決定します。

面接の結果利用可能となった場合は「保育園利用承諾通知書」と「支給認定証」を送付します。なお、保育料の決定についても併せて通知します。

<入所保留のかた>

利用希望月の前月に再度利用調整を行い、最終的な利用の可否を決定します。利用調整の結果、保留となった場合、「保育園入所保留通知書」と「支給認定証」を送付します。なお、本通知書は最初の一回のみ送付します。

利用申込書は、取下げを行わない限り令和8年3月まで有効となりますので、利用待機のかたは、利用希望月の翌月以降も対象となります。(毎月申込みをいただく必要はありませんが、申請内容に変更がございましたらお手続きください。)利用可能となった場合、改めて通知します。

(5) 注意事項

1 次のいずれかに該当するときは、申請却下、または内定取消しとなります。

- ① 保護者の退職等により、保育の必要がなくなったとき
- ② お子さんやその保護者が蓮田市外に転出したとき
- ③ 育児休業前の職場に同じ雇用条件で復職しないとき
- ④ 利用申込書等の記載事項から著しい変更が生じたとき
- ⑤ お子さんの心身の発達や障がい等により集団保育が困難であると認められるとき
- ⑥ 内定が決定した後、他の保育所等の申込みを行ったとき
- ⑦ 利用申込書等に虚偽の記載があったときや、不正な手段で申込みを行ったとき

2 お子さんが満1歳になるまでに利用開始する方が対象であるため、満1歳以降に保育所等の利用を開始する予定の方は申込みをすることができません。

3 利用を開始する前までは、ご家庭で保育をされることを前提としているため、保育所等利用予約期間内に認可外保育所等の利用を開始した場合は、内定の取消しとなります。

4 令和7年4月保育所等利用申込みにて育児休業明け保育園利用予約を希望したが待機となった場合、2次募集では育児休業明け保育園利用予約は適用されますが、それ以降は適用されません。利用開始希望月から利用調整の対象となります。

5 育児短時間勤務を取得する場合の実施基準について

以下の3点をすべて満たす場合は育児短時間勤務取得前の勤務時間として利用調整します。

- ① 取得期間が、世帯の中で一番下の児童の年齢が満3歳になる年度末(3月31日)を超えない範囲である。(=3歳児クラスからは育児短時間勤務取得前の勤務時間)
- ② 短縮後の就労時間が原則として1日6時間以上であり、かつ就労日数は短縮しない。
- ③ 育児短時間勤務等の終了後は、取得前と同一の正規の就労日数及び時間で勤務する。

11 給食について

区分	クラス年齢	主食	副食（おかずやおやつ等）
私立	3～5歳	各施設による	
	0～2歳	保育料に含まれる	
公立	3～5歳	持参	月4,500円
	0～2歳	保育料に含まれる	

- ・副食費（おかず、おやつ代）の免除の対象者については、利用者負担額等について（P9）をご覧ください。



12 利用開始後の確認事項

（１） 現況届出書について

保育所等を利用しているかたは、保育の必要性が継続していることを、毎年、市に届け出る必要があります。書類の提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、保育所等の利用ができなくなることがあります。市から現況届出書の提出の案内がありましたら、速やかに書類をそろえて提出してください。（例年9～10月頃）

（２） 保育所等を利用中に蓮田市外へ転出し、蓮田市内の保育所等を利用継続する場合

事前に、保育課に相談してください。

その上で、「教育・保育給付認定辞退届」の提出をお願いします。

改めて、転出先の市区町村で蓮田市の保育所等を利用する旨の、保育所の利用申込みの手続きをしてください。

（３） 保育所等を退園する場合

最終登園月が決まったら、利用している保育所等に連絡の上、事前に「保育園退園届」を保育課へ提出してください。提出が遅れると提出月までの保育料がかかる場合があります。

13 保育所等の利用に関するQ & A

Q 1 申込みをすれば必ず利用できますか？

申込み人数が定員を超えた場合は利用調整となるため、必ず利用できるとはかぎりません。

Q 2 保育所の利用は先着順ですか？

先着順ではありません。受付期間中に申込みのあった方全員を利用調整して決定します。

Q 3 クラス年齢の考え方はどうなりますか？

クラス年齢は、4月1日時点の年齢でその年度のクラスが決まります。そのため、年度途中で誕生日を迎えても、その1年間は同じクラスに在籍となります。

Q 4 第1子が保育所を利用している途中に第2子以降を出産して育児休業を取得した場合、第1子は保育所等に通うことができますか？

「育児休業中における在園児の保育の継続利用届出書」を提出することで、育児休業取得期間の継続利用ができます。

※原則、育児休業法に基づく休暇の取得に限りです。

※原則、第2子が1歳になる日の前日までとなります。なお、1歳になる日の前日までに第2子の保育所の利用申込みをし、利用ができず待機となっている場合はそれ以降も継続することができます。

Q 5 第1子が保育所を利用している途中に第2子を出産することになったので、退職します。継続して保育所等に通うことはできますか？

出産予定日の前後8週間の間に退職する場合、保育の必要性が出産に切り替わり、出産日から8週間後の日が属する月末までは継続利用が認められます。出産予定日の前8週間よりも早い時期に退職する場合や後8週間以降に保育の必要性の事由を満たせない場合には退園していただくことになりますのでご注意ください。保育の必要性を変更して継続利用したい場合は、改めて手続きが必要です。

Q 6 第1子が保育所を利用している途中に第1子を連れて、里帰り出産する予定です。第1子は休所できますか？

できます。ただし、長期欠席は原則2か月までです。里帰り出産に限らず自己都合により2か月を超えて欠席する場合は退園となる場合があります。なお、休園中であっても保育料はかかります。

Q 7 4月に第1子の利用申込みを考えていますが、5月に第2子を出産予定です。出産後は1年間の育児休業を取得しますが、この場合第1子は保育所を継続利用できますか？

利用開始する月の前後8週間に出産の予定がある場合は出産要件での利用となるため、保育所の継続利用はできません。育児休業を取得される場合には出産日の8週間後に退園となり、改めて職場復帰の時期に合わせての申込みが必要です。

例 令和7年4月利用開始で令和7年5月に出産予定

→利用期間は令和7年4月から令和7年7月です。

Q 8 保育所と幼稚園どちらを利用するか迷っています。幼稚園は預かり時間が短いのですか？

幼稚園の教育時間は概ね4時間程度とされており、14時ごろには退園時間となりますが、教育時間外の預かり保育を実施している私立幼稚園であれば夕方ぐらいまでの対応ができる施設もあります。実施の有無や時間は園ごとに異なりますので、各園に直接お問い合わせください。

Q 9 認定こども園への利用申込みはどうしたらよいですか？

認定こども園への利用申込みについては、教育部分と保育部分でそれぞれに定員設定があり、申込み方法が異なります。教育部分（1号認定）は直接園に申込みしますが、保育部分（2号・3号認定）については、市へ申込んでください。

Q 10 地域型保育の利用が決定した場合、3歳以降はどうなりますか？

3歳児クラスからは、新たに他の保育所等への利用申込みをするか、幼稚園への入園を選択されるかを検討する必要があります。保育所等への利用申込みをする場合は、利用調整において優先度（利用調整基準の加点）を上げての選考となりますが、必ずしも希望園の利用ができるとはかぎりません。

Q 11 今2歳児クラスに通っているのですが、3歳の誕生日を迎えたら保育料は変わりますか？

変わりません。誕生日を迎えて3歳になっても、その年度末までは満3歳未満の保育料となります。

Q 12 仕事を辞めてしまいました。保育所はいつまで利用できますか？

仕事を退職した月末まで利用できます。しかし、就労確約書を提出し、原則3か月以内に就労し、就労証明書等を提出することで継続して保育所を利用することができます。3か月以内に就労できない場合は、退園となります。

Q 13 内定した保育所を辞退する場合、どうしたらいいですか？

早急に保育課までご連絡ください。必要な手続きをご案内します。

内定となった保育所等の辞退の手続きが遅れると、保育所等の利用を待っているかたに案内ができなかったり、案内ができないことで保育所等に空きが発生したりなど様々な影響がありますので、通所可能な施設を希望するようお願いします。

なお、保護者の私的事由により内定を辞退した場合、その後の利用調整上不利になる場合がありますのでご注意ください。

14 利用できる保育所等について

保育所等		対象年齢	申込み先	利用料	給食
認可保育所	保護者が就労等により家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設	0～5歳児	蓮田市保育課 (※1)	市民税額を基に市が算定 (※2)	3歳未満…完全給食 3歳以上 …公立は副食給食 私立は施設により異なる。
認定こども園	幼児教育と保育を一体的に行い、地域における子育て支援機能を兼ね備えた施設				
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、業所内保育事業(地域枠)など	0～2歳児	各施設に直接申込み	施設が定める	完全給食
幼稚園	就学前の子どもに幼児教育を提供する施設	3～5歳児			施設により異なる
認可外保育施設	認可基準を満たしていない施設	施設による			施設により異なる

(※1) 蓮田市内在住のかたが蓮田市外の施設に申し込む場合も、蓮田市の保育課にお申込みください。

(※2) 施設により入園料や制服代、遠足参加費等の実費負担がかかる場合があります。

※保育所等の環境や保育内容、保育料以外の実費徴収等について各保育所等により特色があります。
また、幼稚園では通常の教育時間の終了後に預かってもらう延長保育(預かり保育)を利用することで、子どもを長時間預けることが可能な施設もあります。詳細については各保育所等にお問い合わせください。

《地域型保育事業の卒園児の進級先について》

地域型保育事業の各施設は、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定します。連携施設は、地域型保育事業に対し、「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の受け皿の確保」等の支援を行います。連携施設は変更される場合があるため、各施設または保育課にご確認ください。地域型保育事業を卒園する児童で、連携施設(卒園後の受け皿の確保)を第1希望とする場合、利用調整の際に加点があります。

※連携施設(卒園後の受け皿の確保)については、施設一覧でご確認ください。

15 施設一覧

認定こども園

保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。教育部分の入園手続きは各園へお問合せください。

No	施設名称	定員	利用年齢 (保育部分)	電話	開所時間※	延長 保育	一時 預かり	施設URL	備考
①	認定こども園しらゆり	80	満8か月 ～ 就学前	768-1800	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～15:00	○	○		申し込みには見学証明が必要
②	花星こども園	77	満8か月 ～ 就学前	796-8156	平日：7:00～19:00 土曜：7:00～15:00	○	○		
③	幼稚園型認定こども園 大山幼稚園	39	3歳児クラス ～ 就学前	766-5484	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～14:00	○			

保育所

保護者が就労等により家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

No	施設名称	定員	利用年齢 (保育部分)	電話	開所時間※	延長 保育	一時 預かり	施設URL	備考
④	とねの会はすだ保育園	72	満8か月 ～ 就学前	812-7488	平日：7:00～19:00 土曜：7:30～15:30	○	○		
⑤	星の子ルチア保育園	90	満2か月 ～ 就学前	797-6788	平日：7:00～19:00 土曜：7:00～18:00	○			
⑥	蓮田市立中央保育園	90	満8か月 ～ 就学前	768-6467	平日：7:00～19:00 土曜：7:00～15:00	○	○		延長保育料は 1回200円、月額1,000円
⑦	蓮田市立黒浜保育園	90	満8か月 ～ 就学前	769-3150	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～15:00		○		
⑧	蓮田市立蓮田南保育園	70	満8か月 ～ 就学前	768-1777	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～15:00				
⑨	蓮田市立東保育園	65	満8か月 ～ 就学前	764-4600	平日：7:00～19:00 土曜：7:00～15:00	○	○		延長保育料は 1回200円、月額1,000円
⑩	蓮田市立閨戸保育園	110	満8か月 ～ 就学前	766-8992	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～15:00		○		
⑪	蓮田市立 蓮田ねがやど保育園	90	満8か月 ～ 就学前	764-3031	平日：7:30～18:30 土曜：7:30～15:00				
⑫	蓮田市立蓮田みぬま保育園	80	満8か月 ～ 就学前	765-6660	平日：7:00～19:00 土曜：7:00～15:00	○			延長保育料は 1回200円、月額1,000円

小規模保育事業所

0～2歳児を対象に、定員19人以下で保育を行う施設です。

No	施設名称	定員	利用年齢 (保育部分)	電話	開所時間※	延長 保育	一時 預かり	施設URL	連携施設 (卒園後の受け皿)
⑬	星の子保育園	18	満2か月 ～ 2歳	812-7771	平日：7:00～19:00 土曜：7:00～18:00	○	○		星の子ルチア保育園
⑭	星の子ステラ保育園	19	満2か月 ～ 2歳	720-8890	平日：7:00～18:00 土曜：7:00～18:00	○	○		星の子ルチア保育園
⑮	保育園フルーツバスケット	19	満6か月 ～ 2歳	764-5119	平日：7:00～19:00 土曜：9:00～15:00	○			
⑯	ゆめの木保育園	12	満6か月 ～ 2歳	795-6601	平日：7:00～19:00 土曜：7:30～15:00	○			幼稚園型認定こども園大山幼稚園
⑰	スクルドエンジェル保育園 蓮田駅前園	19	満2か月 ～ 2歳	872-6834	平日：7:00～19:00 土曜：7:00～18:00	○			

※開所時間は、延長保育（有料）を含んだ時間になります。

16 蓮田市保育所等マップ

